

身近な司法を実現するために

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <http://www.kanaben.or.jp/>

新理事者就任披露懇親会のご案内

日時：平成30年4月2日(月) 午後6時より
場所：ホテルニューグランド3階
「ペリー来航の間」

神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり

当会サッカー部は、今年で創立20周年を迎える。末席に名を連ね5年ほど経つが、20年と聞き改めて積み重ねてきた歴史の重みを感じる▼創立メンバーの中にも、今も顔を出してくれる方もいる。そうであることも10年、15年と第一線で活躍している方は多い。新人からベテランまで皆楽しめるのが当部の特徴である▼諸先輩方から創立当初の話を聞くと、これもまた興味深い。現在は全国でも強豪で、ここ3年の全国法曹サッカー大会では優勝、優勝、準優勝と昨年は惜しくも三連覇を逃した。そんな当部が、以前は最下位争いを繰り返していたらしい。今では300人以上が参加し盛大に行われる全国大会が、学校の校庭で行われていたと聞くと隔世の感がある▼諸先輩方の中には、カズ(三浦知良選手、横浜F.C所属)が現役を続ける限りは、と言う方も多い。とはいえ、そう言う先輩方の多くがカズより年下である。今年も契約を更新しプロで現役を続けるカズの凄さを思い知らされる▼体力の衰えを感じ、いつまでできるかと思うこともある。しかし、諸先輩方とカズを見習い、サッカー部のこれからの20年の歴史の片隅に、少しでも残れるよう続けていきたい。

次期会長

芳野 直子 (43期)

①平成30年度の会長を務めさせていただくことになりました。一所懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いたします。

弁護士会に求められる使命の一つに、法的な救済を求めている人たちの為に、専門的かつ良質な法的サービスを提供できる環境を作ることがあります。私が弁護士登録した当時は、市民にとって弁護士はとても遠い存在でした。法律相談センターは立ち上がったばかりで周知されておらず、当番弁護士もありませんでした。そんなアクセス障害を埋めるべくたゆまぬ努力が続けられてきて現在に至っています。この努力を地道に続け次の世

次期副会長

豊島 健司 (50期)

①筆頭副会長として芳野会長を補佐し、他の副会長と協力し、当会のために務めます。どうぞよろしくお願いたします。

②大阪府立豊中高校、明治大学法学部法律学科卒。横浜修習。平成10年当会に登録し、松田壯吾先生の事務所に勤務し、現在まで一緒に働かせていただいています。刑事弁護センター運営委員会の他に日弁連の国選弁護

次期副会長

西本 暁 (54期)

①これまで、消費者問題対策委員会以外の会務は余り行ってきておりませんが、会員をはじめとした皆様のご指導を頂きながら、1年間務めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願致します。

②昭和50年神奈川県生。

③読書・ゲーム。読むの

次期副会長

池本 康次 (56期)

①副会長就任という貴重な機会を頂きありがとうございます。厄年に負けないよう心身の健康に留意しながら、4年間在籍した財務室等での経験を活かし、会の運営に役立つよう努めます。

②川崎市生まれ、横浜市育ち。慶應義塾高校、慶應義塾大学法学部法律学科卒業。札幌修習。平成15年当会登録。

③以前は野球、自転車、フットサルと体を使う趣味が中心でした。体力の低下に伴い今は観る方(野球、自転車、アメフトなど)が中心です。体力向上のため3年前からジムに通い始めましたが、主にサウナと水風呂で汗を流す日々です。

(西 雄一郎)

平成30年度の当会理事者には、①新理事者として一言、②略歴、③趣味等、について語ってもらいました。

市民に身近な弁護士会としての積極的な取り組みや活動を通じて、今後を担う若手弁護士達が自由に活躍できる環境作りを目指していきたいと思っております。

②東京で生まれ、静岡で育ち、静岡大学を卒業しました。平成3年弁護士登録(43期)、横浜法律事務所に入所し現在に至っています。平成18年度に木村良二会長の下で副

意見を広く伺いながら、平成21〜25年度の消費者問題対策委員会委員長を務め、様々な消費者問題に取り組みました。

③愛犬との散歩が一番の楽しみ。体の硬さは折り紙付きですがヨガをめぐりながら、料理は食べるのも作るのも好きです。最近は食材をお酢や砂糖に漬け込んでの保存食作りにはまっています。

③中学の部活で始めたバドミントンは、大学の体育会までプレーヤーとして頑張りましたが、現在は、地元のクラブチームにたまに参加して、自由に動かない身体と相談しながらボチボチやっています。

聖光学院高校、横浜国立大学卒業。平成13年横浜弁護士会(当時)登録。

③旅行。インドとかモロコシなども行きました。最近は、子どもと、夏は南国でシュノーケリング、冬はスキーに行くのが定番になっています。

……

も好きですが、買ったまま読まずに積んである本を眺めるのも大好きです。小5のときに登場した「ファミコン」に魅せられて以来この年になってもゲームをやり続けています。

……

当会サッカー部は、今年で創立20周年を迎える。末席に名を連ね5年ほど経つが、20年と聞き改めて積み重ねてきた歴史の重みを感じる▼創立メンバーの中にも、今も顔を出してくれる方もいる。そうであることも10年、15年と第一線で活躍している方は多い。新人からベテランまで皆楽しめるのが当部の特徴である▼諸先輩方から創立当初の話を聞くと、これもまた興味深い。現在は全国でも強豪で、ここ3年の全国法曹サッカー大会では優勝、優勝、準優勝と昨年は惜しくも三連覇を逃した。そんな当部が、以前は最下位争いを繰り返していたらしい。今では300人以上が参加し盛大に行われる全国大会が、学校の校庭で行われていたと聞くと隔世の感がある▼諸先輩方の中には、カズ(三浦知良選手、横浜F.C所属)が現役を続ける限りは、と言う方も多い。とはいえ、そう言う先輩方の多くがカズより年下である。今年も契約を更新しプロで現役を続けるカズの凄さを思い知らされる▼体力の衰えを感じ、いつまでできるかと思うこともある。しかし、諸先輩方とカズを見習い、サッカー部のこれからの20年の歴史の片隅に、少しでも残れるよう続けていきたい。

「成年後見センターみまもり」への協力を

昨年の臨時総会で承認された「成年後見センターみまもり」の設立を控え、運営を担当する高齢者・障害者の権利に関する委員会による業務説明会が、1月22日に当会会館にて開催された。「成年後見センターみまもり」は当会でも初めての試みであり、県民からの期待に加えて会員の関心も高く、4年ぶりの大雪という環境の中でも、100名弱という多数の会員が説明会に出席した。冒頭、徳久京子副会長が挨拶を行い、その後、総勢7名の委員が事業に関する説明を行った。

1月22日に開催された業務説明会の様子

説明の中では、まず、「成年後見センターみまもり」について、より安心でき、かつ専門性の高い成年後見等業務を行うために、従来の成年後見人等候補者名簿の登録要件を見直すほか、新たな相談事業も拡充することが報告された。

その後、次の点について具体的な説明がなされた。

①成年後見人等候補者の家庭裁判所への推薦業務では、より透明性の高い配点を行うための取組みとして、配点されても選任されずに終了した場合には、別事件を配点できるようにする。②弁護士賠償責任保険の加入状況について、会員からの自己申告の内容に加えて、保険証券の写しの提出、家庭裁判所への情報提供に関する同意を名簿登録要件とする。③会員から当会への報告を通じた報告懈怠の予防、会員が孤立化しないよう助言指導する仕組みを構築する。④新規拡充事業として、従来のみまもりダイヤルと同じ電話番号で、事務所への来所又は出張による相談を実施する。⑤平成31年度以降は、名簿更新要件（継続登録要件）として、年2回の更新研修を必須化する。⑥成年後見制度の利用促進のために、家庭裁判所、国、地方公共団体その他の関連機関との協議や連携を促進させる。

その他に、本年3月1日から来年の3月31日までの名簿には経過措置が講じられること等の説明もなされた。会員の関心

子どもの貧困問題を

解消するため

詳細かつ示唆に富んだ講演を行う阿部教授

1月25日、当会会館において、憲法施行70年記念連続講座の第5回として、「子どもの貧困」現状と解決策」と題し、首都大学東京子ども・若者貧困研究センター長を務める、同大学教授の阿部彩氏の講演会が開催された。今回の講演会は、日弁連の貧困問題全国キャラバンの企画も兼ねており、当会、日弁連及び関連の共催として行われた。

講演会では、日弁連貧困問題対策本部の鈴木愛子弁護士から、日弁連初の学童保育シンポジウムを1月13日に実施したこと報告があった。その中では、学童保育は応益負担を原則としているため、支援を必要としている貧困家庭の子どもたちの利用を阻む要因となっていること等が話された。

続いて、当会の西川治会員から、子どもの貧困問題は憲法上の明文規定はないが、ライフチャンスの制約として13条に、健全な発達を保障され

る最低水準として25条に關わる憲法問題であることとの解説があった。

そして、阿部教授の講演では、非常に多くの統計データを示しながら、子どもの貧困の現状が衣・食・住・医・学・野ごとの説明され、子どもたちの貧困のリアルな姿が浮かび上がった。合間に、そもそも学びの保障とは何か、席を用意して教科書を配ることか、生徒全員が分かるまで学校で教えることが学びの保障ではないのか、貧困対策としての学習支援事業以前に保障のレベルを議論すべきではないか、との疑問が投げかけられた。

（会員 東 玲子）

が特に高いと思われる平成30年度の名簿登録においては、既に成年後見人等候補者名簿に登録されている会員も、改めて名簿登録を希望するか否かについて回答しなければならぬことへの注意喚起があった。

「成年後見センターみまもり」が県民の期待に応えられるか否かは、ひとえに会員各位の協力によるところが大きく、是非、多数の会員に、名簿への登録について協力を願いたい。また、説明会の内容は、DVDの貸出しも行う予定であるので、是非、ご覧いただきたい。

（高齢者・障害者の権利に関する委員会委員長 徳田 暁）

憲法改正案をめぐる熱い議論

大雪が降った1月22日の夜、憲法問題対策本部が企画した「憲法に自衛隊を明記する憲法改正案」についての会内学習討論会が当会会館にて行われた。

昨年5月3日の安倍首相のメッセージを受け、自民党憲法改正推進本部は、憲法9条1項・2項を維持した上で、自衛隊を明記する内容の条文案を検討している。これについて、日弁連は会内での議論の参考とするべく、「会内討議資料」を整理した。

今回の学習討論会では、まず、日弁連の「会内討議資料」をもとに、福田護会長が若干の解説を行い、その後、自民党の条文案が9条2項と矛盾した

り、立憲主義を堅持するに当たって、自衛隊を明記することは立憲主義違反とはいえない

熱い議論が交わされた会内学習討論会

今回の学習討論会では、まず、日弁連の「会内討議資料」をもとに、福田護会長が若干の解説を行い、その後、自民党の条文案が9条2項と矛盾した

り、立憲主義を堅持するに当たって、自衛隊を明記することは立憲主義違反とはいえない

（会員 櫻井 みぎわ）

登録支援専門家への登録を!

研修会

『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』

1月26日、当会会館において「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の研修会が行われた。このガイドラインは、自然災害被災者の「二重ローン」問題に対応すべく作成されたもので、①登録支援専門家の手続支援が無料、②自由財産の範囲が広い、③個人信用情報として登録されない、④保証債務の履行が原則求められない等のメリットがある。

講師の伊山俊太郎弁護士

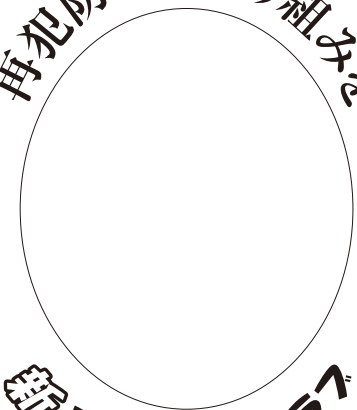
平成28年熊本地震で多く利用されたため、今回の研修会には熊本県弁護士会から伊山俊太郎弁護士を招いて、具体的な事例を基に実際に問題になった点やどのように解決に至ったかなど、極めて実践的な講義がなされた。中でも印象的であったのは、私的な制度であるがゆえの柔軟性である。利用するにはもちろん要件があり、手続の進行に期間制限もあるが、最終的に債権者の承諾が得られれば、債務者の生活再建に資する方向で柔軟に運用できることがよく理解できた。

また、具体例を複数挙げて実際の処理手順が説明されたことで、どのような点に気をつけて手続を進めれば良いのかイメージできた。また、具体的な事例を複数挙げて実際の処理手順が説明されたことで、どのような点に気をつけて手続を進めれば良いのかイメージできた。

(会員 天野 康代)

「出所さえすればそれで人生が変わると思っていました。でも、出てからが本当のスタートなんです」「自分がしたことを許してほしいと言えないけど、また刑務所に戻ることはしたくない」。

再犯防止の取り組みを



こちら記者クラブ

取材をしていて感じるのは、社会は彼らが思うよりずっと冷たい、ということだ。

取材をしていて感じるのは、社会は彼らが思うよりずっと冷たい、ということだ。

「出所さえすればそれで人生が変わると思っていました。でも、出てからが本当のスタートなんです」「自分がしたことを許してほしいと言えないけど、また刑務所に戻ることはしたくない」。

(NHK横浜放送局記者 清水 彩奈)

平成30年賀詞交換会

麗らかに新春を

言祝ぐ

延命政之会長が年頭の挨拶を行い、被表彰者らの息の長い活動を慶賀するにも、3月1日から活動を開始する当会の後見センターへの意気込みも述べた。

お屠蘇気分が抜けたか定かでない1月10日、ロイヤルホールヨコハマにて、当会恒例の賀詞交換会が開催された。会員どうしで新年の挨拶を交わすとともに、長年当会及び法曹界に貢献された諸先輩方を表彰するという、伝統の行事である。

来賓の鹿子木康横浜地

裁民事務所長代行から祝辞をいただいた後、被表彰者を代表して澤野順彦会員(在会50年)からスピーチがあった。澤野会員は、修習時に始めたダンスを今に至るまで毎日続

乾杯の挨拶に立った大谷寛大横浜地検検事正は、昨年被表彰者から要らないと言われていた銀杯はどうなったのかとの追及を行い、廃止したとの報告を聞くと、さすが弁護士会は柔軟性があると褒められ、会場を沸かせた。

かくて賑々しい新春の宴となった。

(会員 畑中 隆爾)

生涯の財産

副会長 糸井 淳一

延命執行部の理事者室だよりもこれが最後である。理事者室に通い、会長や他の副会長と毎日のように顔を合わせるのも、残りわずかと思いつつ、少し寂しい。と言いたい

ところが、本原稿執筆時点では、まだ臨時総会1回、常議員会3回、理事者会9回、その他やるべきことが盛りだくさんであり、残りの任期を指折り数えるのが精いっぱい、感傷にふける余裕はない。

これは期待どおりであった。理事者会での議論や、理事者室での何気ない雑談からも、新たな視点、異なる価値観、仕事への情熱、やせしめな

この将来を担う若手会員に、副会長の仕事も悪くないよということも少しでもお伝えできれば幸いである。

他の理事者から学ぶことは多く、大いに刺激を受けた。また、考え方や立場が異なる理事者が、執行部として一体となってプロジェクトを進めていく醍醐味、やり遂げた達成感、これまでに味わったことがないものがあった。このような経験や理事者仲間、生涯の財産になるものと確信している。

なお、これと引換えに失ったものについては、字数の制約もあるので、また別の機会に改めたいと思う。

理事者室 だより

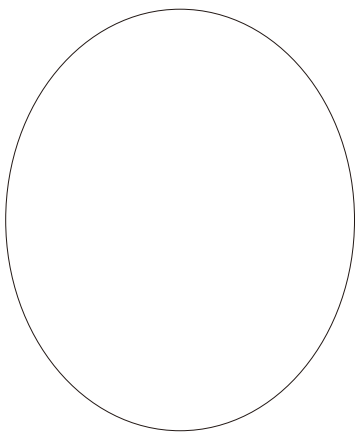
テニス初打会

好天に恵まれて 今年も盛大に開催!



1月21日、杉田ゴルフ場テニスコートにて横浜法曹テニスクラブ恒例の初打会が盛大に行われ、若手から重鎮まで約30名が参加した。

試合は、AクラスとBクラスに分けた、ダブルスでのトーナメント形式で、各ペアが3試合から5試合程度行ったうえで、



成績に応じて、賞品が授与される。

初打会は、最初に法曹らしくルールの確認から始まった。勝ち数が同じ場合にどちらのペアが勝ち上がるのかなど、事前に説明を行うのである。裁判所のみならずここで周知な弁論準備手続が行われていることに驚いた。そんなに詳細に決めなくても良いのではと思っていたが、実際に、あるブロックでは、各ペアが2勝1敗で並び、どのペアを勝ち上がらせるか

(会員 味間 明德)



情報セキュリティを考える

はじめましょう その9 スマートフォン・タブレットのセキュリティ(2)

すっかり日常の生活に定着した感のあるタブレット。パソコンと比較しても、今や性能の面からも遜色のない強力なツールであるタブレット機器を業務で使いの会員の方も多いことと思いませんか。軽く持ち運びも容易なだけに、スマホなどと同様に紛失や盗難の危険もありますので、万が一の事態に対応することのできるよう事前の備えをしておくことが必要です。

本年1月号の記事もご参照いただければと思いますが、ここで、iPadを前提にAppleの仕様を簡単にまとめます。

予めアップルIDというIDによって機器を紐付けておけば、紛失した場合でも所在を探知することが出来ます。

また、リモートで音を鳴らしたり、インターネットへの接続を契機として内部のデータを初期化することなどが出来ますので、センシティブな情報の漏洩を回避することが出来ます。

この観点では、機器自体にパスワードを予めセットしておく必要があります。複数のパスワードの入力失敗で機器を初期化する設定にしておくこと、パスワード自体を複雑なものにしておくこと(パスワードを複雑にしても、実際のログインに際しては指紋認証などにより瞬時に入れますので、操作に支障はありません)、画面にロックのかかる時間を短めに設定しておくことなども必要になります。

その他、タブレットについては、お子さんなど家族と一緒に使うようなことも多いのではないかと推察されますが、現時点では、複数のアカウントの使い分けは一般的ではありません。業務用のタブレットを家族が触れるような場合には、ヒューマンエラーによって、もっと具体的に言えば、子どもが触ることなどによって意図しない操作が行われてしまう可能性があります。

また、少なくとも、センシティブな情報に触れるようなアプリについては、個別にロックやパスワードをかけるなどの処理が必要です。

(IT委員会委員長 本田 正男)

- ・タブレットの紛失・盗難に備えて対策を講じておく
- ・タブレットを家族で共同利用する場合には、弁護士業務の情報は入れないようにする

委員会活動紹介 ⑦

若手会員育成支援委員会

当委員会は、若手会員が弁護士業務を適正かつ円滑に遂行できるように育成支援することを目的として活動している委員会である。現在の主たる活動は、チューター制度と事件研修制度の運営である。

まず、チューター制度は平成23年1月から実施している。これは、新人会員を10人程度の班に分け、各班をベテラン・中堅・若手弁護士の3名のチューターが担当し、年

5回程程度の勉強会・懇親会を行う制度である。

新人会員からは「勉強ができるうえ、チューターに自分の事件の質問もでき、非常に有意義だった」「勉強会の回数をもっと増やして欲しい」等の意見があり、大変好評である。また、近年では、同制度で研鑽を積んだ新人会員が、数年後に若手弁護士としてチューター役を担っており、新人会員の指導を行っている。新人会員同士だけでなく、チューターとのつながりを築くことができる点でも、同制度の充実を今後も図っていききたい。

次に、事件研修制度がある。これは、いわゆる「即独」「早独」「ノキ弁」と呼ばれる新人会員が必要な実務経験の機会を得ることが困難であることに鑑み、新人会員が経験

豊富な会員とともに事件を共同受任することによって研鑽を積む制度である。

同制度は平成28年1月から試行されているが、同制度を利用した新人会員はまだ少ない。しかし、指導担当が持ち込んだ事件を共同受任して実務経験を積むことができる極めて有用な制度であると考えており、新人会員には積極的に利用してもらいたい。なお、試行の段階ということもあり、現在は当委員会委員が指導担当を担っているが、制度化された際には、会員から広く指導担当を募集する予定である。

当委員会としては、若手会員の育成支援を図るべく、新たな制度を発足させて運営していく等、今後も積極的に活動していききたい。そのためには、

会員の協力が不可欠である。当委員会の目的を理解いただき、是非、協力を願いたい。

(会員 細貝 嘉満)

編集後記

春は出会いと別れの季節です。

基本的に異動のない私達の職業ですが、事件を担当している裁判官や依頼者の担当者の異動等に触れ、改めて春の季節を実感します。

目の前の仕事に集中しつつも、季節の移り変わりを感しながら過ごすしていきたいものです。

デスク

早川 和孝
田淵 大輔
高橋 健二
安達 慎司
中島 慶子
波田野警子
西雄一郎

神奈川県弁護士会 相模原法律相談センター
電話/042-776-5200 予約受付時間/月・水・金曜 9:30~17:00、火・木曜 9:30~20:00

◆総合相談 (45分以内・5,000円)	◆債務整理相談(30分以内・無料)
月 10:00~13:00・13:30~16:30	金 13:30~15:30
火・木 13:30~16:30・17:00~20:00	
水・金 10:00~13:00	

◆離婚相談 (45分以内・5,000円)
水 13:30~16:30

◆相続相談 (45分以内・5,000円)
水 13:30~16:30

火曜・木曜は20時まで
夜間相談(総合)を行っています